

車両系

H28.4～ 岩手労働局長登録教習機関 江刺自動車学校

建設機械運転技能講習

〈解体用〉



総重量

3t以上無制限

▼ブレーカ作業



必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 自動車免許証 ・講習料 ・印鑑 本籍地記載の住民票抄本 写真3枚(2.4×3.0cm) 所持資格 ・業務経歴証明
講習日に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ヘルメット(あごひも付) ・軍手 作業用服装 ・筆記用具 ・昼食 <p>※靴は安全靴を推奨</p>

「大特」「整地」とのセットも好評受付!

平成 28 年度は、以下の「特例 1」のコースについて講習を行います

所持免許等の条件	コース名	講習料 (教本込)	講習日数
車両系建設機械(整地等) 運転技能講習修了者	特例1	16,663円	2日

※8%税込価格

復興現場に必須の資格
受講者急増中

(大特+整地+解体)⇒キャリアアップ

コース名	所持資格等の条件
特例2	建設機械施工技術検定一級合格者でショベル系建設機械操作施工法選択者又は同検定二級第二種別該当合格者
特例3	建設機械施工技術検定一級合格者でトラクター系又はショベル系建設機械操作施工法を選択しなかった者または同検定二級第4～第6種別該当合格者
A	<ul style="list-style-type: none"> ◇大型特殊自動車運転免許所持者 ◇不整地運搬車運転技能講習修了者 ◇普通自動車(大型・中型)免許を持ち車両系建設機械(整地等)の特別教育を修了して、実務経験3ヶ月以上の方
B	普通自動車(大型・中型)免許のない方で、車両系建設機械(整地等)の特別教育を修了して実務経験6ヶ月以上の方
C	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了者
D	車両系建設機械の運転の経験のない者(上記以外の未経験者)

平成 25 年 7 月 1 日より法令が変わり、車両系建設機械運転技能講習(解体用)に右の解体具が追加されました。(従来はブレーカのみ)



平成 28 年度は、上記「特例 2」～「D」コースの講習は行いません。